

中津港 の地域的参考情報

1 中津港の気象・海象の特性

- 風向は南南西や西～北西風の頻度が高く、強風時は西～北西風の頻度が高い。
- 春から夏にかけて視界不良状態に陥る頻度が高い。

2 台風に関する勧告基準

態勢	基準	時期	措置
第一警戒態勢 港則法第39条 第4項	台風が気象庁が発表する台風の進路予報の中心を進行した場合に大分港等が 強風域 （平均風速15m/s以上）に入ることが予想される場合	大分港等が台風の強風域内となる3時間前を基準とするが、その時期が夜間となる場合は、日没前	【一般船舶】 <ul style="list-style-type: none">在泊船舶は、荒天の準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること <ul style="list-style-type: none">①国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること②当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること③AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること 【小型船（プレジャー、小型漁船等）】 <ul style="list-style-type: none">船溜まり等安全な場所に避難し、または直ちに避難できるよう準備すること 【危険物積載船】 <ul style="list-style-type: none">危険物荷役は状況に応じて中止し、荒天の準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること <ul style="list-style-type: none">①国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること②当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること③AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること 【工事・作業船及び台船等】 <ul style="list-style-type: none">風浪により物件が流出しないように、物件の固縛、陸揚げ等を行うこと
第二警戒態勢 港則法第39条 第4項	台風が気象庁が発表する台風の進路予報の中心を進行した場合に大分港等が 暴風域 （平均風速25m/s以上）に入ることが予想される場合	大分港等が台風の暴風域内となる6時間前を基準とするが次の場合を考慮し発令時期を繰り上げる場合がある <ul style="list-style-type: none">平均風速15m/sとなる前に退去が完了すること日没までに退去等の措置が完了すること	<ul style="list-style-type: none">原則として、総トン数2,000トン以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。ただし造船所岸壁に係留している新造及び修理船舶を除く。総トン数2,000トン未満の船舶で、岸壁係留する場合においては、十分な荒天準備を行うとともに、直ちに運航が出来る体制をとること。小型船（プレジャーボート、小型漁船等）は、船溜り等安全な場所に避難すること。原則として、港外の船舶にあっては入港しないこと。錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること

3 付近海域の状況

付近に適した避難港がないので、台風の規模・進路等にもよるが、大型船は遠く中国地方、四国方面に避難する船舶もある。

緊急連絡先

大分海上保安部 TEL：097-523-2197

各海域（港）最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

R2.3 作成